

新型コロナウイルス感染症が労働に及ぼした影響と 新しい働き方:インドネシアの新型コロナウイルス感 染症対策

2021年3月2日(火)

インドネシア経営者連盟(APINDO)事務局長

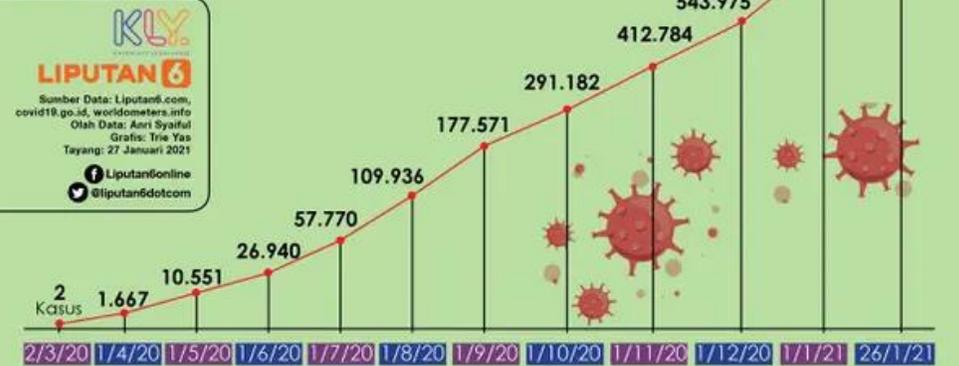
Danang Girindrawardana

インドネシアにおける新型コロナウイルス感染症の最新状況

2021年1月26日

感染者	1,012,350人
死者	28,468人
回復者	820,356人

TEMBUS SEJUTA KASUS POSITIF COVID-19 di INDONESIA



DATA COVID-19 INDONESIA

1.012.350 Positif

28.486 Meninggal

820.356 Sembuh

* Data hingga 26 Januari 2021 Pukul 12.00 WIB

DATA COVID-19 GLOBAL

100.286.772 Positif

2.149.496 Meninggal

72.313.625 Sembuh

Indonesia Peringkat 19 dari 219 Negara



"Faktor utamanya ketidakdisiplinan masyarakat mematuhi protokol kesehatan 3M. Masih banyak masyarakat berkerumun."

1 Desember 2020

Prof. Wiku Adisasmito
Jubir Satgas Penanganan
Covid-19



"Seluruh rakyat Indonesia harus bersama-sama pemerintah bekerja bersama mengatasi pandemi ini dengan lebih keras lagi."

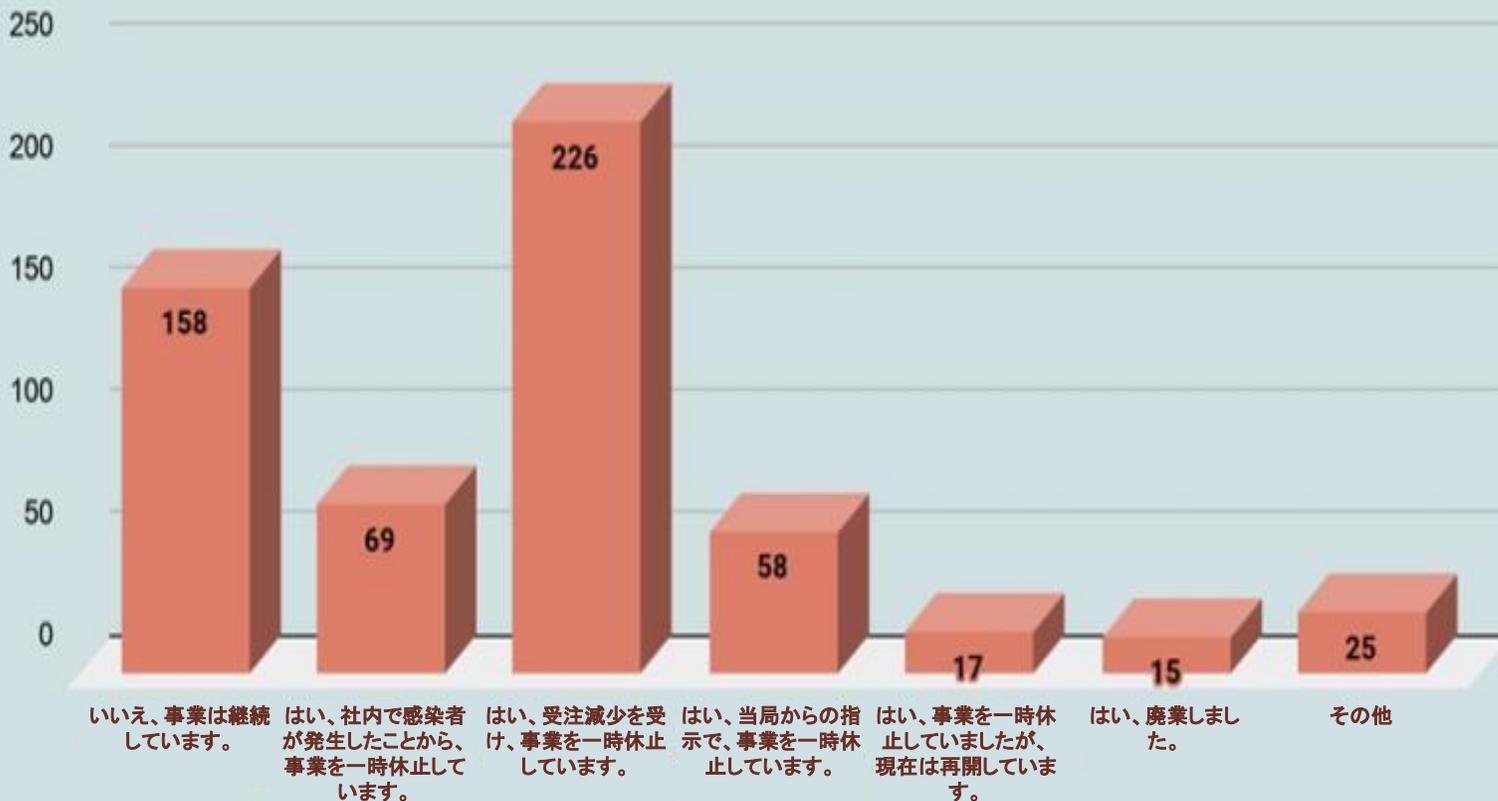
26 Januari 2021

Budi Gunadi Sadikin
Menteri Kesehatan

新型コロナウイルス感染症が中小企業に及ぼした影響

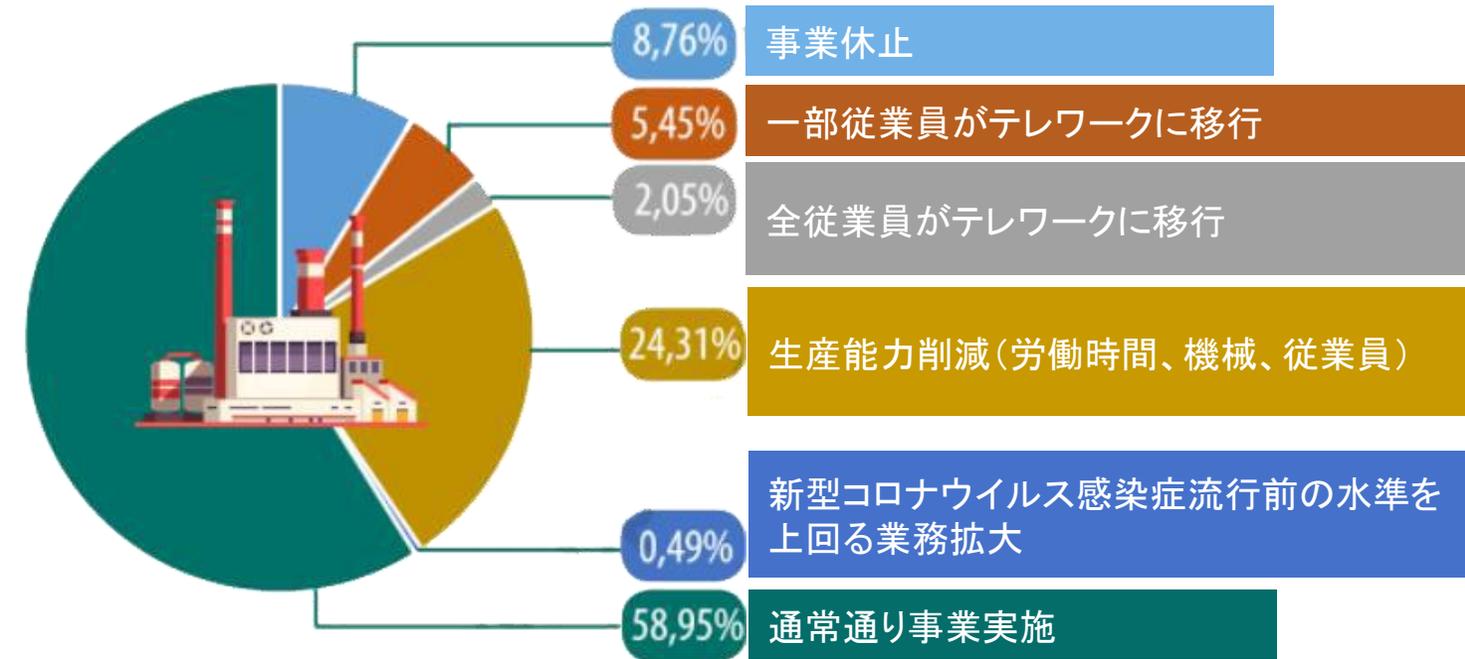
新型コロナウイルス感染症の影響

現在の危機によって事業を休止していますか。



- 中小企業の約52%が50%以上の減収。
- 中小企業の約63%が従業員を削減。
- 約600万人の従業員が一時休業、あるいはレイオフ。
- 中小企業の約1/3がインターネット事業に移行することで生き残っている。5社に1社がマスクや衛生商品などの新規分野への多角化に成功。
- 中小企業で検温を実施している企業は現在4割未満である。
- しかし、従業員の十分な対人距離を確保できていない中小企業が3割以上である。

新型コロナウイルス感染症流行下での企業経営



- 全体として6割の企業が通常通り事業実施。
- 新型コロナウイルス感染者数上位5州でも、平均して5割の企業が通常通り事業実施。
- 上水道、下水処理、農業、畜産、漁業、不動産などの業種では、約77%の企業がいまだに通常通り事業実施。
- 教育分野の企業で通常通り事業を行っている企業は約27%に過ぎない。

出典: インドネシア中央統計庁 ビジネス分野における新型コロナウイルス感染症影響調査結果の分析、2020年7月

ほぼすべての企業が安全衛生の手順を遵守しているが、ビジネスの状況をアップデートすると…

APINDOでは、インドネシア企業の8割で収益が減少したと考えている…

A

・ 収益が減少した企業:
82.80%

B

・ 収益が横ばいの企業:
14.60%

C

・ 収益が増加した企業:
2.55%

国家経済復興(PEN)におけるAPINDOの役割

- APINDOはジョコ・ウィドド大統領の発令した国家経済復興プログラム(PEN)をサポートしている
- APINDOは啓発プログラムの作成、密なコミュニケーション、批判や助言等を通じて法規制上の問題解決に貢献
- APINDOは全ての利害関係者や業界団体と密接な関係を有しており、詳細なデータを提供し、経済回復のための支援を実施

仕事の未来に感染症流行がもたらす9つの傾向

新型コロナウイルス感染症は第4次産業革命が引き起こした雇用傾向の変化を加速し、その重要性を高めたに過ぎない。使用者も労働者もその変化に適応する必要がある。

テレワークの増加

データ収集の拡大

社会的セーフティネットを補う者としての使用者

非正規労働者の増加

重要な技術と重要な役割の選別

労働者の人間性(および非人間性)

新たなトップレベル企業の登場

事業の効率とレジリエンスのバランス

組織の複雑化

新型コロナウイルス感染症収束後の雇用創出に取り組むインドネシア

インドネシア共和国政府は**雇用創出法(2020年11月)**を公布、その目的は投資環境を刺激して競争力あるものとするところにある。

同法は以下の目的達成に資すると期待されている。

- 6%以上の成長率。これは2045年までに先進国(1人あたりGDP2万米ドル以上)段階に到達するために必要。
- 投資増による雇用創出と労働者の保護強化。
- 中小零細企業や協同組合のためのサポート。今日、労働人口の55%以上が非公式経済活動に従事しており、本施策はより多くの人を公式経済に従事させるためのものである。

インドネシア雇用創出法(OMNIBUS)

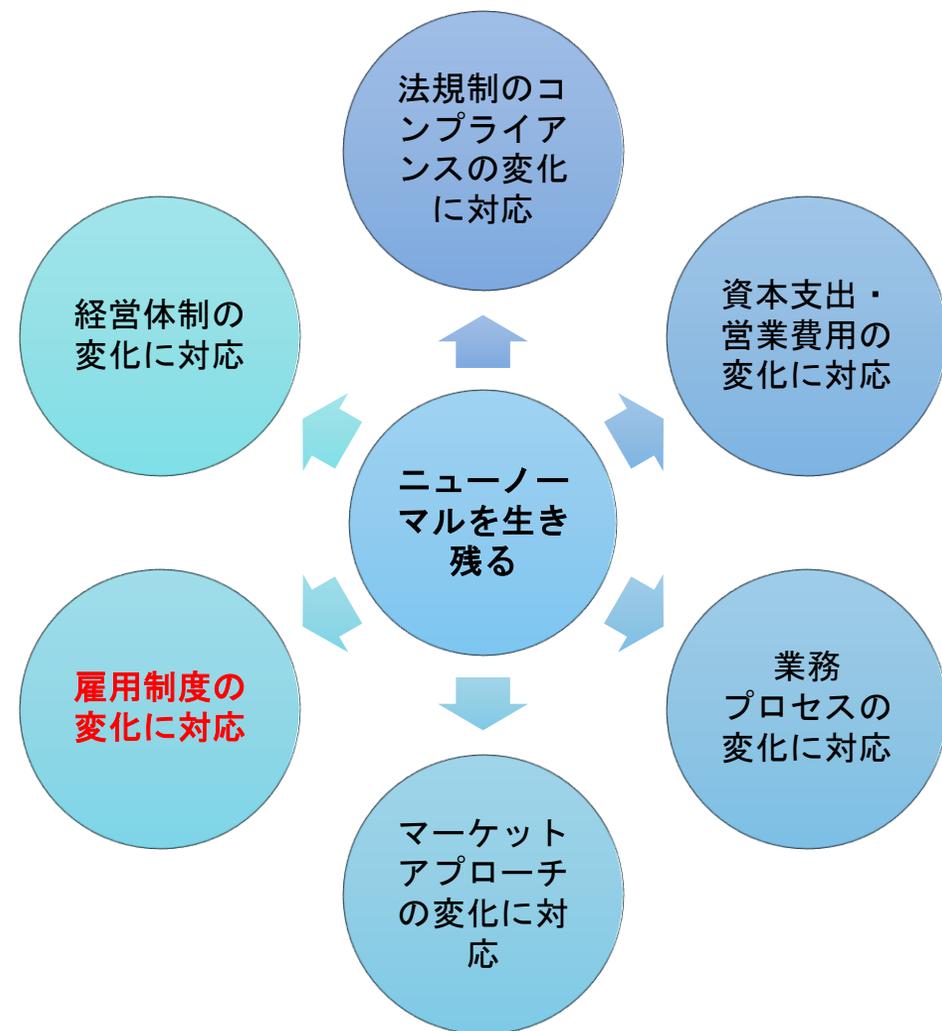
- 雇用創出法は2020年11月に署名成立。その目的は法規制の簡略化および実態にそぐわなくなった法規制の改定であり、海外直接投資誘致、雇用創出に寄与すると期待されている。
- 雇用創出法における雇用クラスターも第4次産業革命時代の産業界の競争力強化を狙ったもの。労働者が働きがいのある人間らしい職に就業し続け、その権利義務に関する保障を高めていくことも目的としている。
- 雇用創出法施行にあたっては、政府の法規制42件の制定が必要となる。

APINDOは本法令草案作成に積極的に関与したステークホルダーの一つである。

ニューノーマルを生き残る

企業の安全衛生の手順を超えて

- 新型コロナウイルス感染症のワクチン入手し集団免疫獲得に成功するまで、感染症の影響を大きく受けることなく事業の持続させ業績を維持するために、企業は戦略的に最も適切なシステムを実行する必要がある。
- 使用者は労働者に対し重要な変更点を伝達しなければならない。特に感染症流行下では誤解から生じ紛争を解決するために双方の合意が必要であることから、社会対話は使用者が労働者との関係を維持するために極めて重要である。
- 組織を「ボスとしてよりもリーダーとして」という観点から評価し、支えあう企業文化を育てる。
- 企業は危機的状況でも連絡や業務をサポート可能なダイナミックなテクノロジーに投資する必要がある。



APINDOのサポート

APINDOの活動: 専門家による支援サービス



国連、国際労働機関、インドネシア政府等に対して産業界の利益を推進、擁護する。新型コロナウイルス感染症関連法規制の草案作成においても利益を代弁。

戦略的パートナーシップ

AOTS: 人的資源管理、労使関係、労働安全衛生に関する研修

DECP: 労働組合との社会対話の研修

IOE: ニューノーマル、新型コロナウイルス感染症関連のガイダンス

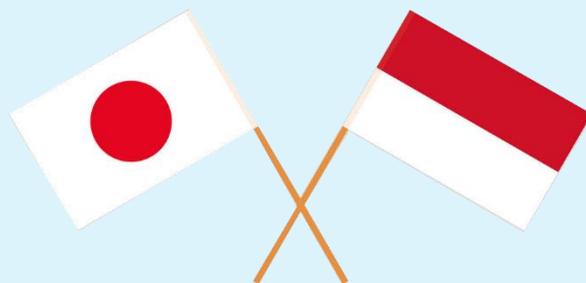
ILO: 書籍『安全な職場復帰』



会員サービス

- 2020年は、ニューノーマル、優遇税制、社会保障費軽減、サイバーセキュリティ、最低賃金等、新型コロナウイルス感染症関連を中心に様々なテーマで会員向けオンライン集会やセミナーを15回以上開催。
- 新型コロナウイルス感染症関連の新しい法規制に関して継続的に最新情報を提供。
- APINDOの専門家によるコンサルティング
- 会員との協力による新型コロナウイルス感染症関連CSRプログラム





Terima Kasih - Arigatōgozaimashita



インドネシア経営者連盟 (APINDO)

Gedung Permata Kuningan Building, Lt. 10 Jl. Kuningan Mulia Kav. 9C
Guntur – Setiabudi
Jakarta Selatan 12980

Tel. (62) 21 8378 0824, Fax. (62)21 8378 0823/8378 0746

Website: www.apindo.or.id , Email: sekretariat@apindo.or.id

ベストプラクティスの例

二者協議制度導入と社会対話
新型コロナウイルス感染症流行下の企業経営



信頼関係を強化する

信頼関係・相互尊重を重んじる企業文化の根本には、従業員が快適で安全であると感じる職場環境が重要であり、新型コロナウイルス感染症流行下、そうした良好な職場環境の構築が重要になっている。

信頼関係・相互尊重の関係構築

従業員が会社を信頼して働くことのできる職場環境を構築する

第1の柱

常に継続的改善を目指す自主的な取り組みを促進するメカニズムを構築する

第2の柱

徹底した人材育成に全面的に取り組む

第3の柱

個人の役割を追求し、企業全体の最適化を目指すチームワークを促進する

第4の柱

誠実かつ徹底的なコミュニケーション

労使関係の3本柱

TMMINの経営陣と労働組合の間の基本的労使関係は3本の柱に分割される。3本の柱はそれぞれ目的が異なるものの、相互補完の関係にある。

労使関係の3本柱

I. コミュニケーション



公式

- 二者間協議(下部、地域、トップ)
- ビジネスコミュニケーション

非公式

- HRP、PTA、フリートーク

II. 交渉



- 労働協約(2年毎)
- ボーナス(年1回)
- 昇給(年1回)
- 年間日程(年1回)

III. 紛争解決

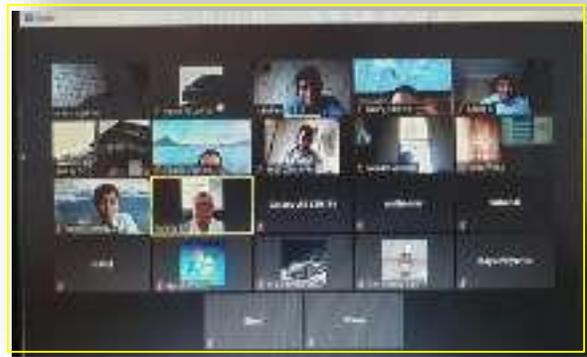


- 苦情処理(CLAに記載)
- 解雇(2003年法律第13号)
- 労働争議解決(2004年法律第02号)

新型コロナウイルス感染症下のコミュニケーション強化

現状の把握と改善のフォローアップを目的とした労使による安全パトロールを含むMS Teamsによるミーティングで、徹底したコミュニケーションを日々実施。

日々の調整ミーティング



人事と組合のTeamsでの会議



TAMとTMMIN役員会議



危機管理センターミーティング



経営陣、組合、医療チームによる現場チェックとパトロールで安全衛生の手順の遵守を確認

新型コロナウイルス感染症下におけるTMMIN運営

労使コミュニケーションチャンネルを用いて会社方針や手順を周知。従業員の理解度を調査によってモニタリング。

1.1 ガイドライン

1.2 従業員の手順

1.3 注意事項

YANG HARUS DILAKUKAN	YANG TIDAK BOLEH DILAKUKAN
<ul style="list-style-type: none"> 1. Tiba di lingkungan kerja/mula dan menggunakan masker, bersin dan batuk dengan benar, tetap berjarak dan menghindari orang-orang yang terdapat batuk, flu, radang tenggorokan dan gangguan pernafasan. 2. Hindari tangan secara berkala menggunakan sabun dan air mengalir atau semprotan tangan yang mengandung alcohol 60% di atasnya. 3. Menggunakan masker yang terdapat bukti dan tanggal tanggal kadaluarsa yang valid. 4. Selalu mencuci tangan dengan sabun dan air mengalir minimal 20 detik dan mengeringkannya dengan benar. 5. Bila diperlukan ke luar yang terdapat COVID-19, hindarilah orang-orang yang terdapat COVID-19 dan menghindari kontak langsung dengan orang-orang yang terdapat COVID-19. 	<ul style="list-style-type: none"> 1. Harus berjarak, menghindari kontak langsung yang tidak perlu dengan orang-orang yang terdapat COVID-19. 2. Berjalan, tidak menghirup debu, asap, kabut yang terdapat di dalam ruangan, terutama COVID-19. Jika terpaksa, harus melakukan tindakan pencegahan yang benar-benar di rumah seperti mencuci tangan dengan sabun. 3. Tidak boleh beresik di tempat umum yang terdapat orang-orang yang terdapat COVID-19. 4. Tidak boleh beresik di dalam mobil yang terdapat orang-orang yang terdapat COVID-19. 5. Tidak boleh beresik di dalam ruangan yang terdapat orang-orang yang terdapat COVID-19.

1.4 従業員向けよくある質問集

新型コロナウイルス感染症下におけるTMMIN運営

経営陣と組合による安全衛生の実施のモニタリング



日々のオンライン自己健康申告

入構前のマスク、手袋、体温チェック



ソーシャルディスタンス確保、体温チェック、清潔で衛生的な行動をできているか定期的にチェック

新型コロナウイルス感染症下におけるTMMIN運営

社会制限下、従業員には在宅勤務を指示。在宅勤務中はアイデアを出すこと、およびトヨタラーニングセンターのe-ラーニングによるトレーニング受講が求められている。

在宅勤務時の活動

Schedule

Dates	6 Apr	7 Apr	8 Apr	9 Apr	10 Apr
Shift White	Working	E-Learning Covid 19 Education (08.00-11.45)	Working	E-Learning Safety Awareness (08.00-11.45)	Holiday (Wafat Isa Almaslh)
Shift Red	E-Learning Covid 19 Education (08.00-11.45)	Working	E-Learning Safety Awareness (08.00-11.45)	Working	
Dates	13 Apr	14 Apr	15 Apr	16 Apr	17 Apr
Shift White + White	E-Learning Quality Awareness (08.00-11.45)	E-Learning 5R (08.00-11.45)	E-Learning QCC (08.00-11.45)	E-Learning Toyota Way (08.00-11.45)	E-Learning Basic Environment (08.00-11.45)
Dates	20 Apr	21 Apr	22 Apr	23 Apr	24 Apr
Shift White + White	E-Learning ATSG (08.00-11.45)	E-Learning Etika Kerja (08.00-11.45)	E-Learning Safety Riding (08.00-11.45)	E-Learning Pengelolaan Keuangan (08.00-11.45)	E-Learning Pola Hidup Sehat (08.00-11.45)



MS Teamsで実施する様々なトレーニングのテーマ

トレーニングはスタッフおよび生産部門従業員が対象